

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第6号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の4第4項中「及び主査」を「，主査及び副主査」に改める。

第57条第1項に次のただし書を加える。

ただし、休業日の年間合計は65日（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定による場合以外に授業日に休業する日は除く。次項において同じ。）以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

第57条第1項第1号中「7月25日から8月31日まで」を削り、同項第2号中「12月24日から1月7日まで」を削り、同項第3号中「3月24日から3月31日まで」を削り、同項第4号中「4月1日から4月4日まで」を削る。

第57条第2項を削り、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、休業日の年間合計は65日以内とし、この日数には、当該期間中に含まれる国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を通算するものとする。

第57条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第59条第3項中「及び中之口幼稚園」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。